



## 令和7年度第1回相模原地域地域医療構想調整会議 資料4

# 報告：地域医療介護総合確保基金（医療分）活用状況

# 目次

- 1 活用分野
- 2 国の予算額と都道府県への配分方針
- 3 令和6年度までの状況
  - ・積立額
  - ・分野別執行状況
  - ・地域別執行状況（平成26年度から令和6年度の総額）
- 4 令和7年度
  - ・基金執行予定額と要望額
  - ・実施事業の概要
- 5 令和8年度計画に係る今後の主なスケジュール

# 1 活用分野

- 地域における医療・介護提供体制の総合的な確保を進めるため、「地域医療介護総合確保基金」を財源として、医療介護総合確保推進法に基づき都道府県が計画した事業を行う。
- 基金の対象事業は、事業区分Ⅰ～Ⅵの6つに分類され、医療分については、次の事業区分を実施対象としている。

事業区分Ⅰ-1	地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
事業区分Ⅰ-2	地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業
事業区分Ⅱ	居宅等における医療の提供に関する事業
事業区分Ⅳ	医療従事者の確保に関する事業
事業区分Ⅵ	勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

## 2 国の予算額と都道府県への配分方針

### ○ 国の予算額（総額） ※公費（=国2/3+地方1/3）ベース

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	H26~R6 合計	R7
国 予算額	904 億円	904 億円	904 億円	904 億円	934 億円	1,034 億円	1,194 億円	1,179 億円	1,029 億円	1,029 億円	1,029 億円	11,044 億円	909 億円
うち本県 配分額	38.5 億円	39.41 億円	36.7 億円	34.32 億円	18.12 億円	17.98 億円	21.66 億円	17.42 億円	41.61 億円	37.89 億円	55.73 億円	359.34 億円	—

### ○ 国の都道府県への配分方針

区分Ⅰ-1、Ⅱ、Ⅳについては、予算の範囲内に一律圧縮の上、メリハリある配分（医師少数都道府県や医師少数区域における医師の確保に重点的に配分）を行い、区分Ⅵについては、予算の範囲内に調整し、配分を行うこととしている。

### 3 令和6年度までの状況

#### ○積立額

(単位 百万円)

事業区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
I	—	2,889	2,000	2,002	11	8	97	6	1,909	1,709	2,121	12,752
II	643	476	108	100	179	241	176	195	251	272	347	2,988
IV	3,207	576	1,562	1,330	1,622	1,549	1,494	1,142	1,921	1,808	2,224	18,435
VI	—	—	—	—	—	—	399	399	80	—	881	1,759
計	3,850	3,941	3,670	3,432	1,812	1,798	2,166	1,742	4,161	3,789	5,573	35,934

## ○分野別執行状況

(単位 百万円)

事業区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計	残高 (R6年度末)
I	-	83	1,452	837	561	1,400	883	446	510	360	1,074	7,609	5,176
II	98	352	255	260	275	264	192	208	228	260	266	2,658	333
IV	1,182	1,411	1,925	1,787	1,476	1,364	1,280	1,264	1,237	1,313	2,297	16,533	2,078
VI	—	—	—	—	—	—	19	170	103	60	704	1,056	703
計	1,280	1,846	3,632	2,884	2,312	3,028	2,374	2,088	2,078	1,993	4,341	27,856	8,290

※ 端数処理を四捨五入により行っていることから、各内訳の計と合計が必ずしも一致しない。

# ○地域別執行状況（平成26年度から令和6年度の総額）

（千円）

公民区分	事業区分	横浜	川崎北部	川崎南部	相模原	横須賀・三浦	湘南東部	湘南西部	県央	県西	その他 (全県対象)	計
公※	I	1,048,173	263,718	107,059	69,111	39,052	123,030	332,678	908,886	1,213	7,020	2,899,941
	II	111,685	11,776	37,588	5,306	21,416	10,239	27,401	50,553	11,032	93,675	380,671
	IV	1,292,582	317,930	619,507	232,095	330,226	552,836	639,347	490,489	246,294	1,843,706	6,565,011
	VI	303,243	0	52,535	6,783	0	0	0	0	0	0	362,561
	計	2,755,684	593,424	816,689	313,294	390,695	686,105	999,426	1,449,928	258,539	1,944,401	10,208,184
民	I	2,512,645	176,690	91,494	25,812	629,650	336,559	100,339	670,264	137,836	27,441	4,708,730
	II	610,807	57,214	78,201	48,058	158,901	134,193	125,778	186,833	82,170	795,078	2,277,232
	IV	4,250,255	747,138	237,111	496,660	515,124	791,284	423,257	738,265	789,469	979,712	9,968,275
	VI	202,263	135,593	96,575	206,331	0	17,556	11,576	18,620	4,776	0	693,290
	計	7,575,971	1,116,634	503,380	776,862	1,303,674	1,279,592	660,950	1,613,982	1,014,251	1,802,231	17,647,527
計	I	3,560,818	440,408	198,553	94,923	668,702	459,589	433,017	1,579,151	139,049	34,461	7,608,671
	II	722,492	68,989	115,788	53,363	180,317	144,432	153,180	237,386	93,202	888,753	2,657,903
	IV	5,542,838	1,065,068	856,618	728,755	845,350	1,344,120	1,062,604	1,228,754	1,035,763	2,823,418	16,533,286
	VI	505,506	0	0	213,114	0	17,556	11,576	18,620	4,776	0	1,055,851
	計	10,331,654	1,710,058	1,320,068	1,090,156	1,694,369	1,965,697	1,660,377	3,063,910	1,272,790	3,746,632	27,855,711

※当基金における「公」の定義

- ・都道府県及び市町村
- ・医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関及び国、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人が開設した医療機関
- ・都道府県、市町村、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人が開設した介護施設等

## 4 令和7年度 基金執行予定額と要望額

- 令和6年度計画以降、基金は年度毎の交付額に加え、過年度に造成した残額を一体的なものとして管理し、各基金事業に充当するよう、国から示されている。
- そのため、令和7年度は、基金事業全体で**8,367,901千円**を計上して事業を実施予定だが、過年度基金残高の**5,634,602千円**を活用するとともに、執行予定額不足分の**2,733,299千円**を国へ要望している。

(単位 千円)

事業区分	令和7年度 基金執行予定額 (A)	基金残高活用予定額 (B)	令和7年度 計画要望額 (C) = (A - B)	【参考】 令和6年度当初 基金執行予定額
I - 1 病床機能分化・連携	3,504,475	3,469,363	35,112	1,732,044
I - 2 病床機能再編支援	0	0	0	0
II 在宅医療	392,961	140,037	252,924	354,414
IV 医療従事者確保※	3,182,262	1,785,994	1,396,268	2,570,862
VI 勤務医労働時間短縮	1,288,203	239,208	1,048,995	1,386,650
計	<b>8,367,901</b>	<b>5,634,602</b>	<b>2,733,299</b>	6,043,970

Kanagawa Prefectural Government ※事業区分IVについて令和6年度第3回推進会議後に内容を精査し、障害者歯科診療推進事業分(3,078千円)を追加計上しています。



# 4 令和7年度 事業の概要

○ 全県において不足しているとされる回復期病床への転換や、人材確保に向けた取組等に対して、医療介護総合確保基金を活用し事業を実施。

医療介護総合確保基金(医療分)の体系図 <区分ごとの概略> R7年度事業総額:8,367,901千円

## 【区分Ⅰ】地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(3,504,475千円)

- ・回復期病床等転換施設整備費補助【**拡充**】
- ・病棟等転換準備経費支援事業【**拡充**】
- ・病床機能分化・連携推進事業費補助(川崎・県西)
- ・地域医療介護連携ネットワーク構築費補助
- ・慢性腎臓病診療連携事業費補助
- ・地域医療提供体制データ分析事業費【**新規**】

## 【区分Ⅱ】居宅等における医療の提供に関する事業(392,961千円)

- ・地域在宅医療推進事業費補助
- ・在宅歯科医療連携拠点運営事業費
- ・要介護・高齢者歯科設置診療所施設・設備整備費補助
- ・小児等在宅医療連携拠点事業費
- ・在宅医療トレーニングセンター研修事業費補助
- ・在宅医療退院支援強化事業費補助
- ・在宅医療提供体制整備費補助【**拡充**】
- ・医療的ケア児者歯科人材養成事業費【**新規**】

## 【区分Ⅳ】医療従事者の確保に関する事業(3,182,262千円)

医師	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域医療支援センター運営費</li><li>・地域医療医師修学資金貸付事業費</li><li>・小児救急病院群輪番制運営費補助(二次)</li><li>・産科医師等分娩手当補助(市町村)</li><li>・勤務環境改善医師確保対策事業費補助【<b>新規</b>】</li></ul>
歯科	<ul style="list-style-type: none"><li>・歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業費補助</li></ul>

看護	<ul style="list-style-type: none"><li>・看護師等養成所運営費補助</li><li>・看護師等養成所施設整備費補助</li><li>・院内保育事業運営費補助</li><li>・看護業務等アシスト機器導入支援事業費補助</li><li>・看護業務等ICT導入支援事業費補助</li><li>・看護補助者確保事業費</li><li>・かながわ地域看護師養成事業費補助【<b>新規</b>】</li></ul>
----	--

## 【区分Ⅵ】勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業(1,288,203千円)

- ・地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助
- ・地域医療勤務環境改善体制整備特別事業費補助
- 他1事業

# 参考：【拡充】回復期病床等転換推進に関連した2事業

## 【趣旨・目的】

- 回復期病床等の不足する病床機能への転換を図る医療機関の「**施設整備費**」及び「**人件費等**」に対して補助することにより、**回復期病床等の増床を図る。**

## 【事業概要】

事業	回復期病床等転換施設整備費補助	病棟等転換準備経費支援事業
対象経費	病床整備のために必要な新築・増改築及び改修に要する <b>工事費又は工事請負費（補助率3/4）</b> R6補助単価から増額	回復期病床への転換に伴い発生する <b>準備経費（補助率3/4）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員（看護師、准看護師、看護助手）及びリハビリテーション専門職の訓練期間中の<b>人件費</b>（ただし、リハビリテーション専門職は1名を上限とする。）</li> <li>・職員の募集に係る<b>経費</b></li> <li>・普及に係る<b>経費</b></li> </ul>
補助単価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築増改築：6,610千円/床（+933千円）</li> <li>・改修(増床)：4,616千円/床（+651千円）</li> <li>・改修(転換)：6,610千円/床（+933千円）</li> </ul>	567千円/床（開設前3か月から開設後3か月の計6か月の間に発生する経費に限る。）

## ここがポイント

- ✓ **回復期病床等転換施設整備費補助は、R6補助単価から増額**
- ✓ **病棟等転換準備経費支援事業は、リハビリテーション専門職に対する人件費についても補助対象とする。**
- ✓ **2事業について、R6.10月から、主に回復期を提供する「地域包括医療病棟」を補助対象に追加**

## 2事業活用時の補助単価

- ・新築増改築：7,177千円/床（5,382千円）
- ・改修(増床)：5,183千円/床（3,887千円）
- ・改修(転換)：7,177千円/床（5,382千円）

※（ ）内は実際の補助額

# 参考：【拡充】在宅医療提供体制整備費補助

## 【趣旨・目的】

- ① 新たに在宅医療に参画する、もしくは在宅患者の一層の受入強化を行う医療機関の取組に対して支援し、在宅医療提供体制の構築を進める。
- ② 多職種で在宅患者を訪問・見守る取組に対して支援し、在宅医療提供体制の構築を進める。

## 【事業概要】

項目	新たに在宅医療に取り組む医療機関への補助	すでに在宅医療に取り組んでいる医療機関のうち
補助対象	○新たに在宅医療（往診・訪問診療）に取り組む医療機関 ○対象経費：在宅医療の提供に必要となる医療機器 オンライン診療等に活用する情報通信機器	(1) 診療内容拡充かつ患者受入可能件数等の取組拡充計画を示している医療機関 ○対象経費：在宅医療の提供に必要となる医療機器 (2) 情報通信機器を活用して次のいずれかに該当する取組みを行う医療機関 ア 単独で、患者の受入件数の増加を計画する医療機関〔単独型〕 イ 複数の医療機関や訪問看護ステーション、訪問薬局等と連携し、多職種で在宅患者の訪問・見守りを計画する医療機関〔多職種連携型〕 ○対象経費：「オンライン診療等に活用する情報通信機器」
補助単価	○3,000千円／1箇所あたり（補助率 3 / 4）	(1) 1,300千円 (2) ア：400 千円・イ：最大5,000 千円（連携数によって上限額が変動） （いずれも補助率3/4）

## ここがポイント

- ✓ **在宅医療の提供に必要となる医療機器の導入について、補助対象外としていた既に在宅医療に取り組んでいる医療機関も、補助の対象となるよう拡充を行った。**

# 参考：【新規】勤務環境改善医師確保対策事業費補助

## 【趣旨・目的】

医師の労働時間上限規制が適用され、これまでの医療提供体制を維持するには、医師確保を進める必要があり、そのためには医師の働きやすい環境整備が不可欠となることから、業務効率化等のためのICT機器の導入やタスク・シフト/シェアに要する経費の一部を補助する。

## 【事業概要】

補助対象	年間の時間外・休日労働時間が720時間を超え、かつ、「勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助」の対象としない救急医療機関		
対象経費	① ICT等費用（AI問診システム、遠隔画像診断システム、遠隔集中治療システム など） ② 休憩室の設備購入等の休憩環境整備費用 ③ 医師事務作業補助者研修費用 ④ 改善支援アドバイス費用		
補助率	1 / 3	基準額	133千円 / 1床（上限250床）

## 事業のねらい

- ✓ 規制適用前の医療提供体制を維持しようとした場合、新たな医師の確保が必要になるが、全国的に同様の動きがある中、医師獲得競争は激しさを増すことが想定される。
- ✓ 医師確保を進める上で、働きやすい環境整備が重要であることから、勤務環境改善を支援することで、安定的な医師確保が可能となることを目指す。

# 参考：【新規】かながわ地域看護師養成事業費補助

## 【趣旨・目的】

患者の状態に応じて切れ目なく円滑に医療を提供するため、看護師が急性期病院や介護施設、在宅など幅広い領域に対応する能力を持つことができるよう、地域内の異なる施設間における人材交流・育成を支援する。

## 【事業概要】

補助対象	<p>県内に所在する病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム及び看護師等養成学校（県立看護専門学校を除く）の開設者であって、「かながわ地域看護師養成ガイド」を用いて、出向により看護師を送り出す事業主及び出向看護師を受け入れる事業主</p> <p>※1施設につき3年度間に限る。          ※資本的、経済的、組織的関連性等からみて独立性が認められる事業主間の出向で、出向契約が締結されていることを要する。          ※出向先で勤務する日数が40日/年以上であることを要する。</p>		
対象経費	<p>①基礎経費（事務担当者経費、看護責任者経費、教育担当者経費、旅費、需用費など）          ②看護師等派遣経費（出向看護師の給料等に係る出向先と出向元の給料等の差額）</p>		
補助率	3 / 4	基準額	<p>①基礎経費          ア 出向元事業主：出向看護師1人当たり434千円          イ 出向先事業主：受入出向看護師1人当たり938千円</p> <p>②看護師等派遣経費          ア 出向元事業主          出向看護師1人1日当たり2,300円×給与差額の負担割合          イ 出向先事業主          受入出向看護師1人1日当たり2,300円×給与差額の負担割合</p> <p>※支給限度人数：1事業主当たり5人（同一看護師1年度限り）          ※支給限度日数：240日（2,300円×240日＝552,000円）</p>

## 5 令和8年度計画に係る今後の主なスケジュール

	4～6月	7～9月	10月～12月	1～3月
R7年度	県による提案募集 (5/23～7/23)	県による事業化検討	県予算案の調整	「計画策定に向けた調査票」について令和7年度第3回推進会議で協議後、国に提出
R8年度	国による配分に向けた調査 (2～4月にかけて)	・国内示（8月頃） ・計画策定の概要について <u>令和8年度第2回推進会議</u> で協議		・国に「計画」提出（1月頃） ・国交付決定（3月中旬頃）

※令和8年度計画（案）に新たに位置付けた事業は、国内示後から事業開始が可能

以上です。